参考様式：同意書（評議員会の招集手続の省略）

令和○○年○○月○○日

社会福祉法人○○○会

理事長　○○　○○　様

社会福祉法人○○○会

　　　評議員　○○　○○

**評議員会招集手続省略に係る同意書**

社会福祉法第４５条の９第１０項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１８３条の規定に基づき、下記により評議員会を開催することについて同意します。

記

１　開催日時　　令和○○年○○月○○日　午前（午後）○○時～

２　開催場所　　社会福祉法人○○○会　○○会議室

３　議題　　　　　○○○○について

|  |
| --- |
| 【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律】  （評議員会の招集の通知）  第182条　評議員会を招集するには、理事（社会福祉法第45条の９第５項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあっては、当該評議員。[次項](javascript:void(0);)において同じ。）は、評議員会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。  ２　理事は、[前項](javascript:void(0);)の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該理事は、[同項](javascript:void(0);)の書面による通知を発したものとみなす。  ３　前２項の通知には、[前条第１項各号](javascript:void(0);)に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。  （招集手続の省略）  第183条　[前条](javascript:void(0);)の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。 |